

生徒心得 中学部
令和6年度（2024年度）

1 校訓

- (1) 明るく
- (2) 強く
- (3) 精いっぱい

2 生徒一般心得

登下校

- (1) 原則として8時40分までに登校すること。
- (2) 17時以降の居残りは原則として禁止する。ただし、教員の指導のもとで行う場合はこの限りではない。
- (3) 放課前に無断で校外に出ること、寄宿舎に帰ることを禁止する。必要な場合は担任の許可を得ること。
- (4) 自転車、その他自ら運転する車両での登下校は禁止する。

集会その他の活動

- (1) 校内で集会を行う場合は、生徒指導主事の許可を得ること。
- (2) 生徒として対外交渉する場合は、生徒指導主事の許可を得ること。

風紀

- (1) 生徒の本分、品位を自覚し、次の事項を厳守すること。
 - ア 外出する際は行き先、帰宅時間等を家人に明らかにすること。
 - イ 遊技場（ゲームセンター、カラオケボックス等）その他好ましくない場所には出入りしないこと。
 - ウ 保護者の同伴を伴わない夜間の外出及び外泊はしない。
 - エ 髪型や身だしなみは、清潔感のあるものとする。
- (2) 交友交際
 - ア 互いに敬愛し、その人格を尊重すること。
 - イ 節度を保ち、良識ある公正、明朗な交際であること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。

礼儀・礼節

- (1) 互いに敬愛の念をもって挨拶を交わすようにすること。
- (2) 人権を尊重し合い、人格を高めるよう心がけること。

所持品

- (1) 白杖またはそれに準じた補助具を使用している者は外出時には必ず携行すること。
- (2) 学习上必要なもの以外は持参しないこと。
- (3) 必要以上の金銭を所持しないこと。
- (4) 金銭、高額な物品は生徒・友人間では貸借しないこと。

校内生活

- (1) 健康の保持を心がけ、保健活動（手洗い、うがいなど）を積極的に行う。

学校への連絡を要すること

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合
- (2) 事故やけがに遭い、または住居の被災、犯罪の被害を受けた場合。
- (3) 家族環境が変化した場合。（転居や家族構成の変化、連絡先の変更など）
- (4) 公署からの協力、証言等を求められた場合。

3 諸規定

(1) 服装に関する内規

本校生徒は別途定める服装規程に基づき、端正な服装を整えること。

(2) 移動通信機器、情報機器の使用について

所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルール（使用時間、フィルタリング、料金等）を守って使用すること。

※学校での使用ルール

①携帯電話・スマートフォンについて

- ・原則として校内では電源を切り、使用禁止とする。
- ・使用する場合は、担任等の許可を得て使用すること。

②情報端末（タブレット等）の使用について

担任・教科担当者の許可を得たうえで使用すること。学校から貸与されている機器については紛失・故障がないように取り扱いには十分注意すること。

(3) 校則の改定方法

- ア 生徒会役員と教職員が、校則の見直し会議を年に1度以上開催する。
- イ この会議の内容はPTA役員会に報告されるものとする。
- ウ 校則の改定があった場合、公示され、期限を定めて施行されるものとする。

令和6年（2024年）2月5日改定

令和6年（2024年）4月1日施行